

アメリカで入国、乗り継ぎされる方へ重要なお知らせ



アメリカへ渡航（入国）または通過（乗り継ぎ）する場合はビザが必要です。ただし、以下のビザ免除プログラム（VWP: Visa Waiver Program）の必要条件をすべて満たせば、ビザの取得が免除されます。必要条件を1つでも満たさない場合はアメリカビザの取得が必要です。ビザの取得は大使館・領事館で本人出頭の面接が必要となります。弊社では一部のアメリカビザの取得サポート、ESTA（電子渡航認証）の代理申請を行っています。詳しくは弊社スタッフにお問い合わせください。

なお、入国可否の最終決定は入国地での移民審査官によって行われます。

アメリカビザ免除プログラムのため条件（2017年2月14日現在）

<input type="checkbox"/> 国籍	日本、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、イギリス【イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル島、マン島の無制限の永久居住権を有する方のみ】、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、韓国、ギリシャ、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルネイ、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、台湾、チリの国籍を所有していること。上記国籍とイラン、イラク、スーダン、シリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者は除く。
<input type="checkbox"/> 旅券	有効なICパスポート（Eパスポート）で、残存期間がアメリカ出国日+6ヶ月以上ある事。 ただし、日本を含む一部の国のパスポート所持者は残存期間が帰国日まで。 (https://www.cbp.gov/sites/default/files/documents/Six%20Month%20Club%20Update_0.pdf) 公用・外交旅券所持者は観光または、通過目的の場合のみビザ免除プログラム利用可能。公務での渡米は公用又は外交ビザの取得が必要。
<input type="checkbox"/> 渡航目的	【短期商用】取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、短期研修（米国を源泉とする報酬を受けることは不可）、契約交渉 【観光】旅行、友人や親族の訪問、治療、同窓会や社交、奉仕活動など、及びアマチュアとして報酬を伴わない音楽やスポーツなどイベント或いはコンテストの参加 【通過】米国を通過（乗り継ぎ）
<input type="checkbox"/> 適用地域	アメリカ本土、ハワイ、グアム、北マリアナ諸島、アラスカ、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島
<input type="checkbox"/> 滞在日数	90日以内。アメリカを通過してアメリカ隣接諸国（カナダ、メキシコ、カリブ海諸国）に旅行する場合は、通過およびアメリカ隣接諸国での滞在を含む全期間が90日を超えないこと。
<input type="checkbox"/> 渡航歴	2011年3月1日以降にイラク、イラン、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがない事。ビザ免除プログラム参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するための渡航は除く
<input type="checkbox"/> その他	有罪判決の有無にかかわらず逮捕歴のある方、犯罪歴（恩赦や大赦などの法的措置がとられた場合も含む）がある方、重い伝染病を患っている方、過去に米国への入国を拒否され強制送還された方、ビザ免除プログラムで入国し、オーバースティしたことがある方、渡米後に滞在期間を延長することや滞在資格を変更する予定がある方はビザ免除プログラムの利用は不可。逮捕や有罪に至らないような交通違反の場合は、その他のビザ免除プログラムの条件を満たしていればこのプログラムの利用が可能。米国滞在中に交通違反を犯し、罰金未払いあるいは法廷審問に出頭しなかったような場合は、逮捕状が出されている可能性もあり、入国審査で問題になることが予測されます。渡米前に管轄の裁判所に連絡をとり、問題を解決してください。
★ 入国手段が空路または海路の方は下記条件も満たす必要があります ★	
<input type="checkbox"/> ESTA	ESTA・電子渡航認証 (https://esta.cbp.dhs.gov/esta/) が承認されている事。 陸路で入国する方またはグアム・北マリアナ諸島ビザ免除プログラム（GCVWP）を利用してグアム、北マリアナ諸島に渡航する方はESTAの取得が不要。
<input type="checkbox"/> 航空会社	空路・海路で入国する場合はVWP参加航空・船会社を利用する事。個人所有や公用の航空機・船舶は適用外。 https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2016-Mar/Signatory%20VWP%20Carriers%28March%202016%29.pdf
<input type="checkbox"/> 航空券	空路・海路で入国する場合は日本への往復航空（乗船）券、またはアメリカ隣接諸国（カナダ、メキシコ、カリブ海諸国）以外の国を最終目的地とする航空（乗船）券を入国時に所持していること。最終目的地が米国隣接諸国の場合はそれらの国の合法的居住者でなければならない。航空（乗船）券は搭乗日が未定のものや空席待ちでも可。



東京 03-6731-7488 関西 06-4963-8887
名古屋 052-218-7388 福岡 092-432-7811

ビザ専門 03-6731-7490
ホテル専門 03-6731-7489

